

慶応二年七月十五日より慶応二年七月十七日まで

P8310608 right

十五日 未 晴

大竹 初て来り面す(中)、寺沢(為)第 同道来り□には初て面、僻穀方を行う由、出 殿、伊太里御条約書御直の格にて清五郎を以、御渡有之、本日英パークス河内守殿へ宅参上の積有之 処、此の日増上寺へ

来りし(八時七時過ぎにて)に各門を鎖し立入を拒む由、彼是苦情申立星野儀、説諭弁□に出張 へ共、不快を唱え、今日は

参上は相止め□□事申出しとて同人へ上使有之、退出御宅へ廻り、本第八時過退席、

御送りし為め庭燎を焚く、長蔵来りし旨

十六日 申 晴

藤山稽古に来る、原(喜左)来り、欧産品遣せし謝を申入、銘酒六壇入一器贈らる、第十二時大 中寺へ

甲州忠太等相揃彼方用意(伊太里使節)□□を暫く待ち受け、仮条約調印為取 替交わし(和文、伊太里文)

P8310608 left

(式通互に壱通づつ仏文三通、此の方壱通彼方式通) 銘々、被下品並御料理代等渡し彼方よりも 献貢品並御老中方初め役に迄へ

贈り品等さし出す、且明日御宅参上いたし候に付、御老中方えも御返書として御出有之心得に有 りし旨

申出る、薄晩過点灯にて退き、御条約書は支配向御目付方為差添当番所へ出し御目付部屋へ 願いの事、一同河内守殿御宅へ出、彼方申出の義を申し上げ本第十時前帰宅、土浦侯より葛麴(麴) 一重贈られし旨

十七日 酉 晴

朝第九時河内守殿、御宅にて伊太里使節、御逢有之、玄蕃殿出席右相済、午前出

殿為取替相済、御条約書(三通り和伊仏三国文)進達御委任状返上献貢品、御老若へ贈り品 ともさし上る(吉次郎、重五郎)夕第四時前、御同人御宅にて英パークス公、同アドミラル 其の外十二三人へ□有之

(○内は細字双行(二行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無いなどです。